新潟県

新潟県報

発　行　　新　潟　県
第　４　号
平成27年１月16日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

32　介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
33　介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
34　介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（高齢福祉保健課）
35　介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
36　介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
37　介護保険法による指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の指定辞退（高齢福祉保健課）
38　農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
39　県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
40　換地計画の縦覧（農地整備課）
41　公共測量の終了通知（監理課）
42　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
43　土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
44　急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
45　都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
46　建築基準法による道路位置の廃止（建築住宅課）
47　都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公　　告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

人事委員会規則

５－62　職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

告　　示

◎新潟県告示第32号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項（又は第53条第１項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成27年１月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	ケアーズ訪問看護ステーション新発田	新潟県新発田市豊町４丁目１番15号	有限会社オフィス中條	平成27年１月１日

◎新潟県告示第33号

介護保険法（平成９年法律第123号）第46条第１項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定し

た。

平成27年１月16日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
豊町ケアセンター	新潟県新発田市豊町４丁目１番15号	有限会社オフィス中條	平成27年１月１日

◎新潟県告示第34号

介護保険法（平成９年法律第123号）第48条第１項第１号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成27年１月16日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
特別養護老人ホーム桜湯の里	新潟県十日町市田中字会所前ロ475番地１	社会福祉法人清津福祉会	平成27年１月１日

◎新潟県告示第35号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項（又は第115条の５第２項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成27年１月16日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
デイホーム春日	新潟県上越市春日山町１丁目６番34号	えちご上越農業協同組合	通所介護 介護予防通所介護	平成26年11月10日	平成26年12月７日
デイホーム高田	新潟県上越市本町２丁目１番17号	えちご上越農業協同組合	通所介護 介護予防通所介護	平成26年11月10日	平成26年12月７日

◎新潟県告示第36号

介護保険法（平成９年法律第123号）第82条第２項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成27年１月16日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
諏訪苑居宅介護支援センター	新潟県新発田市大字岡屋敷字諏訪平767番地４	社会福祉法人諏訪会	平成26年12月１日	平成26年12月31日

◎新潟県告示第37号

介護保険法（平成９年法律第123号）第91条（又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成９年法律第123号）第113条）の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施設）の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

平成27年１月16日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日

一般財団法人上村病院	新潟県十日町市田中ロ 468 番地１	一般財団法人上村病院	平成 26 年 12 月４日	平成 26 年 12 月 31 日

◎新潟県告示第38号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第１項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から２週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年１月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	８者	大字中東944番ほか45筆　5.8ha
新発田市	７者	五十公野字日ノ詰3640番ほか100筆　10.9ha
三条市	45者	栗林字辰明1176番１ほか335筆　36.6ha
弥彦村	５者	大字麓村新田字雁潟112番ほか66筆　6.1ha
十日町市	３者	太平上ノ山349番１ほか５筆　1.1ha
上越市	68者	米町51番ほか1197筆　135.2ha
合　計	136者	1,754筆　195.6ha

２　申請年月日

平成27年１月７日

３　縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

４　意見書の提出

法第18条第３項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画案に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営両新地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年１月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧に供する期間

平成27年１月19日から平成27年２月16日まで

３　縦覧に供する場所

新潟市秋葉区役所

４　その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第40号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の４において準用する第52条第１項の規定により、南魚沼市から申請のあった換地計画について、同法第96条の４において準用する第52条の２第１項の規定により適当と決定したので、平成27年１月19日から平成27年２月16日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年１月16日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名（換地区名）	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
南魚沼市	外谷（全換地区）	区画整理（農地災害関連区画整備）事業	換地計画書の写し	南魚沼市役所

１　この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県南魚沼地域振興局長に申し出ることができる。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第41号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、国土交通省北陸地方整備局　信濃川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成27年１月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　公共測量（航空レーザ測量）

２　作業期間　平成26年９月10日から平成26年12月26日まで

３　作業地域　信濃川流域（長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、津南町）

◎新潟県告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年１月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
アノ山沢地区	新発田市境	次の図のとおり	土石流
山ノ下地区	新発田市横岡、西浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下横岡地区	新発田市横岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横岡(1)地区	新発田市横岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横岡(2)地区	新発田市横岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葡萄沢地区	新発田市横岡	次の図のとおり	土石流
蚊ヶ谷川地区	新発田市横岡	次の図のとおり	土石流

下谷川地区	新発田市横岡	次の図のとおり	土石流
無沢地区	新発田市横岡	次の図のとおり	土石流
横岡(1)地区	新発田市横岡	次の図のとおり	土石流
金山(1)地区	新発田市金山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金山(2)地区	新発田市金山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤沢地区	新発田市金山	次の図のとおり	土石流
金山川地区	新発田市金山	次の図のとおり	土石流
金山(1)地区	新発田市金山	次の図のとおり	土石流
金山(2)地区	新発田市金山	次の図のとおり	土石流
金山(3)地区	新発田市金山	次の図のとおり	土石流
金山(4)地区	新発田市金山	次の図のとおり	土石流
下西山地区	新発田市下西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西浦地区	新発田市西浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平山地区	新発田市平山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平山(1)地区	新発田市平山	次の図のとおり	土石流
住田地区	新発田市住田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小戸甲地区	新発田市小戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小戸地区	新発田市小戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小戸(2)地区	新発田市小戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢口川地区	新発田市大槻	次の図のとおり	土石流
熊出地区	新発田市熊出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡地区	新発田市八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保小路地区	新発田市新保小路	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東宮内地区	新発田市東宮内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

東宮内沢地区	新発田市東宮内	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城之丘(3)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(8)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(1)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(2)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(7)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(4)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(5)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(6)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

３　佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高崎地区	佐渡市高崎	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第８条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年１月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
アノ山沢地区	新発田市境	次の図のとおり	土石流

山ノ下地区	新発田市横岡、西浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下横岡地区	新発田市横岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横岡(1)地区	新発田市横岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横岡(2)地区	新発田市横岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葡萄沢地区	新発田市横岡	次の図のとおり	土石流
蚊ヶ谷川地区	新発田市横岡	次の図のとおり	土石流
下谷川地区	新発田市横岡	次の図のとおり	土石流
金山(1)地区	新発田市金山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金山(2)地区	新発田市金山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金山(3)地区	新発田市金山	次の図のとおり	土石流
下西山地区	新発田市下西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西浦地区	新発田市西浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平山地区	新発田市平山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平山(1)地区	新発田市平山	次の図のとおり	土石流
住田地区	新発田市住田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢口川地区	新発田市大槻	次の図のとおり	土石流
八幡地区	新発田市八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保小路地区	新発田市新保小路	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東宮内地区	新発田市東宮内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城之丘(3)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(8)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

城之丘(1)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(2)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(7)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(4)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(5)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(6)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第44号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成27年１月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　区域の名称

京ヶ峰１丁目（追加）急傾斜地崩壊危険区域

２　区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から７号までを順次結んだ線及び標柱７号と１号を平成24年12月14日新潟県告示第1463号で指定した京ヶ峰１丁目急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

糸魚川市

蓮台寺浦山

868番	１号
871番	２号
873番３	３号

京ヶ峰１丁目

235番38	４号
253番23	５号から７号まで

◎新潟県告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年１月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　施行者の名称

上越市

２　都市計画事業の種類及び名称

(1)　種類　上越都市計画道路事業

(2)　名称　３・４・19号東城町脇野田線

３　事業施行期間

平成20年２月１日から平成31年３月31日まで

４　事業地

(1)　収用の部分

変更なし
(2)　使用の部分
なし

◎新潟県告示第46号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

平成27年１月16日
新潟県新発田地域振興局長

１　廃止した指定道路の種類
第42条第１項第５号の規定による指定に係る道路
２　廃止の年月日
平成27年１月６日
３　廃止した指定道路の位置等

位　　置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○廃止した部分（昭和51年７月28日指定の全部） 阿賀野市緑町1141番３、1141番９、1142番１、1142番６	4.00	27.20

◎新潟県告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年１月16日
新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　施行者の名称
新潟市
２　都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類　新潟都市計画下水道事業
(2) 名称　新潟市北部公共下水道
３　事業施行期間
平成５年１月12日から平成29年３月31日まで
４　事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
平成５年新潟県告示第688号、平成11年新潟県告示第471号、平成15年新潟県告示第337号、平成20年新潟県告示第525号及び平成22年新潟県告示第557号の事業地のうち新潟市北区西名目所から松浜本町４丁目までの区間内並びに名目所２丁目から松浜東町２丁目までの区間内並びに白勢町字焼谷内から太郎代字長潟までの区間内並びに新崎字築上山から新崎３丁目までの区間内を削る。

公　　告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年１月16日
新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ダイレックス六日町店
所在地　南魚沼市余川字牛蒡島3354番地１外
設置者　株式会社トラストハートカンパニー
２　届出の概要及び公告日
概　要　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による変更（大規模小売店舗の名称及びその他の変更）に関する届出
公告日　平成26年９月５日
３　意見の概要
(1) 南魚沼市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
４　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
５　縦覧期間
平成27年１月16日から平成27年２月16日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年１月16日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名　称　ケーズデンキ長岡川崎店
所在地　長岡市川崎町字野口1365番５外
設置者　東宝不動産株式会社
２　届出の概要及び公告日
概　要　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更）に関する届出
公告日　平成26年９月５日
３　意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
４　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
５　縦覧期間
平成27年１月16日から平成27年２月16日まで

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年１月16日

新潟県人事委員会

委員長　　鶴　巻　　克　恕

新潟県人事委員会規則第５－62号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第５－18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（選考により採用することができる職） **第 28 条**　次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。この場合においては、法第17条第３項ただし書に規定する委員会の承認があつたものとみなす。 (1)～(7)　（略） (8) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年条例第 67 号）第９条第１項第１号の規定により任期を定めて採用される者をもつて補充しようとする職 (9) 非常勤職員の職 (10)前各号に規定するもののほか、委員会が試験によることが適当でないと認める職	（選考により採用することができる職） **第 28 条**　次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。この場合においては、法第17条第３項ただし書に規定する委員会の承認があつたものとみなす。 (1)～(7)　（略） (8) 非常勤職員の職 (9) 前各号に規定するもののほか、委員会が試験によることが適当でないと認める職

附　則

この規則は、公布の日から施行する。